

# 外国特許トピックス

2022年4月  
特許業務法人 志賀国際特許事務所  
外国事務部 加藤基志

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

## 韓国特許法改正

2021年10月19日付で公布された韓国改正特許法が、公布から6ヶ月後の2022年4月20日に施行されました。今回はこの改正韓国特許法のうち主な内容を紹介いたします。

### 1. 拒絶査定不服審判請求期間の拡大

- (1)改正前は拒絶査定に対応して審判請求または再審査請求ができる期限が拒絶査定の送達を受けた日から30日でしたが、改正後は**3ヶ月**に延びました(韓国特許法第132条の17)。
- (2)【改正の背景】①日本、米国、中国など主要国の審判請求および再審査請求期間は3ヶ月であり、これらの国と同様に申出人に十分な対応期間を与える必要があるという判断、②審判請求および再審査請求の準備期間を確保するためにこれらの期間を延長しなければならない、または、審判請求後に請求の理由を補正する等の不要な手続きとそれに伴う費用が追加で発生してしまう、という申出人の負担を軽減する目的で期間が拡大されました。

※2022年4月20日以降に拒絶査定が送達された出願から適用されます。

### 2. 特許査定後の再審査請求可能

- (1)改正前、特許査定後は分割出願のみ可能で、補正は認められませんでした。しかし、改正後は**特許査定後でも設定登録前までの期間であれば明細書等を補正して再審査請求が可能**になりました(韓国特許法第67条の2)。
- (2)【改正の背景】特許査定後において請求の範囲の変更手続きは訂正審判のみ認められ、かつ、この手続きが煩雑であるため、市場状況に応じた適切な権利行使が難しい状況でした。そこで、申出人に特許査定時の新たな補正機会を提供することを目的に特許査定後も再審査請求を可能としました。

※補正の範囲は、特許請求の範囲の減縮、誤って記載された事項の訂正、不明確に記載された事項を明確にするなど限定されています。

※特許査定の送達を受けた日以降に再審査請求した場合、当該特許査定は取り消されたものとみなし、審査官は再審査請求時に補正された明細書で改めて審査することになります。

※2022年4月20日以降に特許査定の送達を受けた出願から適用されます。

### 3. 分離出願制度の新設

- (1)分離出願とは、**拒絶査定時に拒絶査定されなかった請求項のみを別途分離して出願**することです(韓国特許法第52条の2)。
- (2)【新設の背景】①拒絶査定不服審判の審決において請求項のうち1つでも棄却されれば請求項全体が拒絶されるため、拒絶査定の際に請求の範囲に登録可能な請求項があるとしても救済が不可能であり、申出人の権利化の機会が制限される(これにともない申出人が拒絶査定不服審判請求時に審判請求とは別途に分割出願を行い不要な追加費用を支出する)という問題点を解消する目的で新設されました。

(3)分離出願の要件は以下のとおりです。

- ①拒絶査定不服審判請求が棄却され、その審決の送達を受けた日から30日以内であること。
- ②その審判請求の対象となる拒絶査定で拒絶されなかった請求項であること。

※拒絶されなかった請求項の範囲は、(a)拒絶査定で拒絶されなかった請求項自体、(b)拒絶査定で拒絶されなかった選択的な記載事項を削除した請求項、(c)(a)および(b)の請求項を最後の拒絶理由通知に対応して可能な範囲内で補正した請求項、(d)(a)、(b)、および(c)の請求項から新規事項を削除した請求項です。

※分離出願の出願日は、原出願日に遡及します。

※分離出願に対して発行される拒絶理由通知においては補正の範囲が制限され、分離出願からは更なる出願(新たな分離出願や分割出願)を行うことができません。

※2022年4月20日以降に拒絶査定不服審判が請求された出願に対して提出することができます。

### (4)分割出願との比較

比較項目	分離出願	分割出願
出願対象(範囲)	拒絶されていない請求項	原出願の全請求項
出願可能期間	拒絶査定不服審判の棄却審決の送達から30日	・補正可能期間 ・拒絶査定不服審判の請求期間
派生出願	新しい分離、分割、変更出願、および再審査請求は不可	制限なし

以上